

別表2 補助対象となる施設・事業所等の種別ごとの補助基準単価

(単位：千円)

補助対象施設・事業所の種別		基準単価 (1事業所又は1定員あたり)	
		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応 (2) 災害備蓄等への対応	
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)	200 /事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300 /事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400 /事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500 /事業所
5	訪問入浴介護事業所		200 /事業所
6	訪問看護事業所		200 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200 /事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200 /事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300 /事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400 /事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200 /事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200 /事業所
13	福祉用具貸与事業所		200 /事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200 /事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200 /事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200 /事業所
22	居宅介護支援事業所		200 /事業所
23	介護老人福祉施設		6 /定員
24	介護老人保健施設		6 /定員
25	介護医療院		6 /定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6 /定員
27	短期入所生活介護事業所		6 /定員
28	養護老人ホーム		6 /定員
29	軽費老人ホーム		6 /定員
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均とする。 ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。 ・申請時点で指定を受けている事業所・施設等を補助対象とし、休止中の事業所は再開している場合に限り対象とする。この場合の訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数について、令和7年4月から9月までに指定を受けた又は再開した事業所は指定日又は再開日から令和7年9月までのサービス提供分の平均とし、令和7年10月以降に指定を受けた又は再開した事業所は指定日又は再開日から申請時点までのサービス提供分の平均とする。なお、令和7年4月2日以降に開設した施設等の定員数は開設日時点の定員とする。 ・医療機関等のみならず指定事業所について、令和7年9月以降から申請時点までに介護サービスの提供実績がない場合は補助対象外とする。 ・各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は補助対象外とし、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まないこととする。 			